

令和2年5月29日

保護者の皆さまへ

尼崎市教育委員会

兵庫県の休業要請の解除に伴う幼稚園での預かり保育の受け入れについて（通知）

新型コロナウイルスの感染拡大防止に、ご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

令和2年6月1日以降、兵庫県の休業要請を行う施設が全て解除されるため、本市の対応につきましては、次のとおりと致します。

1 預かり保育の実施について

幼稚園につきましては、園児や職員が罹患している場合等を除き、感染予防対策を厳重に徹底したうえで預かり保育を実施します。

2 家庭保育のお願いについて

預かり保育は濃厚接触の場となるため、保護者が就労など保育の必要性のある場合以外は、通常保育後は可能な限りご家庭でみていただきますようお願い致します（原則テレワークを含む）。なお、保護者のリフレッシュ等における預かり保育の受け入れにつきましては、今現在はありません。受け入れ開始の際は改めて連絡させていただきます。

3 実施期間について

令和2年6月1日（月）から

4 分散登園期間中の預かり保育の実施について

期間：令和2年6月1日（月）から令和2年6月12日（金） ※土日除く

時間：8時30分から16時30分

以上